

**令和元年11月定例会議事録**

**令和元年11月7日**

**鹿屋市教育委員会**

○日 時 令和元年11月7日(木)  
15時から17時まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中野健作
教育長職務代理者	風呂井敬
教育委員	蓑田繼男
教育委員	黒羽子ひとみ
教育委員	早川雅子

○関係者

教育次長	深水俊彦
教育総務課長	牧口充文
学校教育課長	安藤晋哉
生涯学習課長	穂園正幸
教育総務課課長補佐	柿内徹
教育総務課管理係長	中村あけみ

○議事日程

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
  - (1) 議案第25号 鹿屋市立学校設置条例の一部を改正する条例について
  - (2) 議案第26号 事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 5 報告
  - (1) 令和2年度鹿屋市教育委員会の予算編成方針について
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

○議決事項

議案番号	件 名	審議の状況	採決次第
議案第25号	鹿屋市立学校設置条例の一部を改正する 条例について	特記事項なし	原案可決
議案第26号	事故の和解及び損害賠償の額を定めるこ とについての専決処分について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	本日は、総合教育会議に引続き定例教育委員会をお願いしたい。鹿屋市の全学校での取り組み内容が明確になり、現実的に政策として学校教育の現場で実践されていくであろう。本日の大綱は柱になる部分を決定することであり、修正案を提示していく。総合教育会議を実施し、定例教育委員会で協議の後、市長決裁の流れとなる。
2	前回の議事録の承認
教育長	異議無く承認
3	教育長及び委員の報告
教育長	異議無く承認
4	議事
教育総務課長	(1) 議案第25号 鹿屋市立学校設置条例の一部を改正する条例について
教育長	資料に基づき説明 異議がないので、議案第25号は、原案可決とする。
教育総務課長	(2) 議案第26号 事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について
教育長	資料に基づき説明 原案可決とすることに異議はないか。  (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第26号は、原案可決とする。
5	報告
	令和2年度鹿屋市教育委員会の予算編成方針について

教育総務課長	資料に基づき説明
学校教育課長	資料に基づき説明
生涯学習課長	資料に基づき説明
黒羽子委員	女子高活性化推進事業について、検討しているスクールバス運行について路線が寿や、鹿屋東中学校校区方面になった理由と、運賃の根拠について伺いたい。
教育総務課長	他校区に比べると鹿屋東中学校校区から、中でも鹿屋～都城線のバス路線が少なく、路線利用率が低い地域でもあり、今後も民間路線の予定がないことから検討した。活性化委員会でも鹿屋同校区のスクールバス運行の要望があった。運賃は、同等の区間の定期に合わせた額である。
教育長	スクールバス運行が決定すると、どの段階で中学校に通達するのか。
教育総務課長	予算確定した場合、確定後に議会で予算承認され、業者を決定する流れであり、各中学校への通達は来年度中になるであろう。
教育長	受験に関わるが、時期的に通達の期限はいつが妥当か。
学校教育課長	中学校では12月までに三者面談を実施し、受験の方向が決定する。
教育長	予算が確定しても、女子高新校舎完成に合わせた運用は困難で、今年の受験に対しては無理であることが残念であるが、今後必要になってくる。
黒羽子委員	私立高校はスクールバスの運行がある。バイク通学は往復運転での交通事故の心配がある。保護者送迎も負担があることからスクールバスの有無は、保護者には進路決定に大きく関係する声を聞く。また、路線数によって予算額が変わるのか。
教育総務課長	女子高は市立校であり、スクールバス運行は行政となる。現在、民間バスの利用の割合は高校生が多く、スクールバスの路線数を増やすことによって民間路線の減少が考えられる。他に、くるりんバスの増線と運行時間の増便も検討しており、また、地域活力推進課では交通空白地帯の乗合いタクシーを検討しているようで調整を考えるが、予算が関係するため検討段階である。

教育長	教育委員会の枠を超えて関わるため、他部局としっかり連携しつつ検討して欲しい。
黒羽子委員	家庭教育支援事業の家庭教育学級の、効果的で理想的なあり方について現状を伺いたい。
生涯学習課長	家庭教育学級は、市内全小中学校に開設している。各学校の実態に若干違いがあるが、基本的には教頭など学級主事を1名選出し、年間8回程度、各学校の実態に応じて家庭教育に関わる講話等を実施している。うち1回は、外部講師を招いて情報リテラシーや心の問題、フッ化物洗口などについて学習する学校もある。学校により学級生数などの違いはあるが、今後も学級を維持し家庭教育に関する学習の機会をもっていきたい。
黒羽子委員	学級生というのは、各学校で違いがあると思うが、学年の保護者が対象なのか、全保護者が対象なのか、どの保護者も一度は学級生にならないといけないのか。
生涯学習課長	学年や学級で対応しているが小規模校は、全学年の保護者を対象に実施している。大規模校は学年限定や、低学年の保護者を対象としている学校もある。外部講師を招く場合や芸術鑑賞授業については、全保護者にお知らせし、親子で参加の呼びかけをしている学校もある。
黒羽子委員	計画書は提出するのか。事後報告の場合もあるのか。
生涯学習課長	年間計画書を作成し、外部講師に対して謝金を予算執行できるようにしている。また、参加人数等を記した実績報告書を提出している。
風呂井委員	学校教育振興に要する経費の準要保護世帯について鹿屋市の取組みを具体的に伺いたい。
学校教育課長	<p>準要保護世帯について、学用品、通学用品、新入学用品、修学旅行、給食費、医療費を援助費としているが、給食費と医療費は実費で、以外は上限金額が定められている。</p> <p>昨年度の準要保護認定者数は2,174名で児童生徒数に対し22.8%であった。要保護認定者数は42名で認定率は0.4%であった。準要保護等の認定率は年々微増傾向である。</p>

教育長	微増している理由のひとつは、困窮していく家庭増加が挙げられる。これまで辞退する家庭があったが学校側から利用の奨めをされている。
早川委員	一人親家庭が増えていることも理由にあるのか。
学校教育課長	増加傾向の一つの理由であるといえる。
早川委員	不登校や、小中学校での問題行動があり、高校進学時の情報提供で可否に影響があると思うが、情報提供はどの程度のものなのか。高校入学後に問題を養護教諭が知ることもあるというが。
学校教育課長	高校合格発表後に各中学校に訪問等がある。中高学校間の信頼関係の中で、情報提供はなされていると思うが、生徒数が多数の学校は行届いていない部分もあるかもしれない。中には中学校で把握できていない個別の事案が発生している場合もあるのではないか。
教育長	生徒指導上と特別支援上の状況等については、引継ぎと連携をしっかりとることが大切だ。
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
	<b>電気設備保安について</b>
蓑田委員	先日、首里城火災発生に対し、出火原因について究明中の報道があるが、学校では電気設備保安の対策はあるのか。
教育総務課長	電気設備保安については業者委託し、点検と警備を施行し月毎に報告を受けているが、今回の火災の報道で、消火設備の点検について教職員に、使用方法や危機管理マニュアルの再確認通知をする予定である。
	<b>教員同士のいじめについて</b>
黒羽子委員	生徒同士のいじめ問題は報道で目にするが、今回、報道の状況をみて社会生活の中で、人間関係に折合いの良い悪いはあると思うが、学校現場であの状況まで至るものなのか。



<p>学校教育課長</p>	<p>学校は、内部から発信がなければ外部からは閉ざされた空間とも言える。集団となれば、人間関係のトラブルが起ることは予想される。管理職としては生徒指導と同様に、教職員に対しても風通しの良い職場環境づくりが出来るように、指導主事による学校訪問時の観察を行い、その状況を情報共有することが重要であると考えます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p><b>看護専門学校入試について</b></p> <p>資料に基づき説明</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p><b>文化ゾーンまるごとブックフェスタについて</b></p> <p>資料に基づき説明</p> <p>次回の定例教育委員会は、令和元年12月4日（水）15時00分から教育長室で行う。</p>
<p>8</p>	<p>閉会</p>
<p>教育長</p>	<p>以上をもって11月定例教育委員会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>